

○職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例

〔昭和45年12月21日〕
〔条例第12号〕

改正 平成11年12月27日条例第3号 令和2年6月30日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒に関する手続及び効果に関し、規定することを目的とする。

(懲戒の手続)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分として免職処分は、その旨を記載した書面を、当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、福岡県田川地区消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第1号）第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額）の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(書面の公示送達)

第5条 第2条に規定する書面の交付を行なう場合において、これを受けるべき者の所在地を知ることができないときは、その内容を、消防本部庁舎前の公告場に掲示することをもつて、これに替えることができるものとし、掲示された日から起算して14日間を経過したときに、書面の交付があつたものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第3号）

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。